

滋賀県スポーツボランティア（しがスポ・ボラ NET）支援事業要綱

1 趣旨

本県のスポーツ推進計画の展開方策のひとつである「スポーツボランティア活動の充実」を進めるにあたり、スポーツボランティアの登録、養成、派遣等を行い、スポーツを「支える」立場から、ボランティアとしてのスポーツ活動への積極的な参加、機会づくりを支援し、県内で開催されるスポーツイベントや大会の円滑な運営につなげる。

2 事業

滋賀県スポーツボランティア支援事業は、次の事業を行う。

- (1) スポーツボランティアの登録に関すること。
- (2) スポーツボランティアの募集・紹介に関すること。
- (3) スポーツボランティアの普及・啓発・養成等の研修に関すること。
- (4) その他、スポーツボランティア支援事業に必要と認められること。

3 運営

スポーツボランティア支援事業に関する運営事務は、滋賀県県民生活部スポーツ局において行い、スポーツボランティア支援事業運営に必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。